

鶴岡市建設工事「週休2日確保工事」実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設業における働き方改革に資する取り組みとして、市が発注する建設工事の工事現場において、週休2日確保工事を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

(1) 週休2日確保工事

本要領に基づき週休2日の確保に取り組む工事をいう。

(2) 発注者指定型

現場閉所により週休2日の確保に取り組むことを発注者が指定する形式をいう。

(3) 受注者希望型

現場閉所により週休2日の確保に取り組むことを受注者が希望する形式をいう。

(4) 週休2日

① 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

② 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(5) 完全週休2日

現場閉所による週休2日において、毎週土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日」という。）に現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、この場合の工事に要する経費の補正率は月単位の週休2日と同じとする。

(6) 対象期間

工事の準備期間及び後片付け期間を除く施工開始日から施工終了日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(7) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(8) 4週8休以上

① 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月毎に現場閉所率又は休日率の割合が、28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

② 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所率または休日率が、28.5%（8日／28日）以上の状態をいう。

(9) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数の割合をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所に含めるものとする。

(対象工事及び発注方式)

第3条 市が発注する全ての工事を週休2日確保工事の対象とするが、次の各号に該当する工事を除くものとする。なお、一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式とする。

(1) 緊急により早急に工事を完成する必要のある工事

(2) 工期が30日未満の工事

(3) その他の都合により週休2日とすることが困難な工事

2 発注者指定型で発注することを原則とするが、現場条件等からこれにより難しい場合は受注者希望型で発注することができる。

(発注者指定型による週休2日確保工事の取扱い等)

第4条 発注者は、当初（発注）時において、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

2 発注者は、入札公告（指名競争入札の場合は、指名通知書）及び特記仕様書等に当該工事が月単位の週休2日確保工事である旨及び発注型式を記載するものとする。

3 週休2日確保工事は、当該工事に係る下請企業の労働者についても適用することとする。

4 受注者は、工事打合せ簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、月単位の週休2日又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。

5 受注者は、工事名標示板に月単位の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。

6 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款第22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。

7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

8 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。

9 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

- 10 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
 - (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類
- 11 発注者は、変更（精算時）の積算において、現場閉所が月単位の4週8休に満たない場合、通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たない場合は、通期の4週8休以上週休2日の経費の補正係数を除して、工事費を積算するものとする。
- 12 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評価において評価するものとする。
- 13 発注者は、週休2日確保工事において、月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を受注者の求めに応じて発行するものとする。

（受注者希望型による週休2日確保工事の取扱い等）

- 第4条の2 発注者は、入札公告（指名競争入札の場合は、指名通知書）及び特記仕様書等に当該工事が受注者希望型による月単位の週休2日確保工事である旨を記載するものとする。
- 2 受注者は契約締結後、施工計画書提出前に、週休2日確保工事（月単位または通期）を実施するか否かについて協議を行うものとする。なお、実施しない場合であってもペナルティは科さない。
 - 3 受注者は、週休2日確保工事（月単位または通期）を実施する場合、工事打合簿において施工開始日を発注者に報告するものとする。また、週休2日（月単位または通期）又は完全週休2日を確保する工程表等現場閉所予定を確認できる資料を作成し、発注者と協議するものとする。なお、完全週休2日に取り組む場合において、あらかじめやむを得ないと認められる場合は、土曜日、日曜日及び祝日以外の日を現場閉所日に設定できるものとする。
 - 4 受注者は、工事名標示板に月単位の週休2日確保工事に取り組んでいる旨を明示することとする。
 - 5 受注者は、週休2日又は完全週休2日の達成を理由に工期の延長変更を請求することはできないが、工期の延長変更の理由が受注者の責めによらない場合は、建設工事請負契約約款22条の規定により、工期の延長変更を請求するものとする。
 - 6 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた現場閉所日に作業を行う場合は、振替現場閉所日を設定し、事前に発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においては土曜日、日曜日及び祝日以外の日を振替現場閉所日に設定できるものとする。
 - 7 受注者は、やむを得ない理由で当初予定していた作業日を現場閉所とした場合は、当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとし、後日速やかに発注者に届出するものとする。なお、完全週休2日においても当該作業予定日を現場閉所日に振り替えることができるものとする。
 - 8 受注者は、当初予定していた現場閉所日に発注者が緊急の作業を要請した場合や現

場見学会等の対応を行った場合は、現場閉所日として取り扱うことができる。なお、これ以外の理由によるものは発注者と協議するものとする。

9 受注者は、工事が完成したときは、施工開始日、施工終了日、対象期間、現場閉所日及び現場閉所率を記載した工事打合簿で実施状況を協議すること。協議にあたっては、次の各号に掲げる書類を提示しなければならない。

- (1) 振替休日が反映された工程表等現場閉所状況を確認できる資料
- (2) 現場に従事した技術者及び技能労働者の勤務の状況がわかる出勤簿等（休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料などを含む。）の書類

10 発注者は、変更（精算時）の積算において、月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合、月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、通期の4週8休以上を達成した場合は、通期の週休2日の経費の補正を行い、工事費を積算するものとする。

11 発注者は、現場閉所状況に応じて、工事成績評定において評価するものとする。

12 発注者は、週休2日確保工事において、月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合、主任（監理）技術者に対して「週休2日確保工事実施証明書」を受注者の求めに応じて発行するものとする。

（その他）

第5条 工事費の積算については別紙1「週休2日確保工事における経費の補正について」に基づくものとする。

2 工事成績評定については別紙2「週休2日確保工事における工事成績評定の取扱いについて」に基づくものとする。

3 週休2日確保工事における工期の考え方は、別紙3「週休2日確保工事における工期の考え方について」に基づくものとする。

（アンケートの実施）

第6条 受注者は、週休2日確保工事の実施の有無にかかわらず、発注者がアンケート等を行う場合は協力するものとする。

2 受注者は、下請企業に対して発注者がアンケート等を行う場合は協力するように周知するものとする。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

週休 2 日確保工事における工事費の積算について

1 積算方法等

対象期間内の現場の閉所状況に応じて、各経費を補正するものとする。

(1) 現場の閉所状況

現場の閉所状況は、次のとおりとする。

① 月単位の週休 2 日（4 週 8 休以上）

対象期間内の全ての月で現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合。

暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4 週 8 休（28.5%以上）を達成しているものとみなす。

② 通期の週休 2 日（4 週 8 休以上）

対象期間内の現場閉所率が 28.5%（8 日／28 日）以上の場合

$$\text{現場閉所率} = \frac{\text{対象期間内の現場閉所日数}}{\text{対象期間の日数}} \quad (\%)$$

(2) 土木積算体系を用いた工事

土木積算体系を用いた工事については、達成率に応じて下記のとおり積算するものとする。

① 積上げ積算方式及び施工パッケージ型積算方式

各経費に下表の補正係数を乗じるものとする。

経費名	補正係数	
	通期の週休 2 日	月単位の週休 2 日
労務費	1. 0 2	1. 0 4
機械経費（賃料）	1. 0 2	1. 0 2
共通仮設費率	1. 0 2	1. 0 3
現場管理費率	1. 0 3	1. 0 5

② 市場単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		通期の週休 2 日	月単位の週休 2 日
鉄筋工		1. 0 2	1. 0 4
ガス圧接工		1. 0 2	1. 0 3
インターロッキング工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工 （ガードレール）	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工 （ガードパイプ）	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
防護柵設置工 （横断・転落防止柵）	設置	1. 0 2	1. 0 4
	撤去	1. 0 2	1. 0 4

防護柵設置工（落石防護柵）		1. 0 1	1. 0 1
防護柵設置工（落石防止網）		1. 0 1	1. 0 2
道路標識設置工	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去・移設	1. 0 2	1. 0 3
道路付属物設置工	設置	1. 0 1	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
法面工		1. 0 1	1. 0 2
吹付法枠工		1. 0 1	1. 0 3
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1. 0 2	1. 0 3
道路植栽工	植栽	1. 0 2	1. 0 4
	剪定	1. 0 2	1. 0 4
公園植栽工		1. 0 2	1. 0 4
橋梁用伸縮継手装置設置工		1. 0 1	1. 0 2
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1. 0 2	1. 0 4
橋面防水工		1. 0 1	1. 0 1
薄層カラー舗装工		1. 0 0	1. 0 1
グルーピング工		1. 0 0	1. 0 1
軟弱地盤処理工		1. 0 1	1. 0 2
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1. 0 1	1. 0 1

③土木工事標準単価方式

各工種に下表の補正係数を乗じるものとする。

名称	区分	補正係数	
		通期の週休2日	月単位の週休2日
区画線工		1. 0 2	1. 0 4
高視認性区画線工		1. 0 2	1. 0 4
橋梁塗装工		1. 0 1	1. 0 3
構造物とりこわし工	機械	1. 0 2	1. 0 3
	人力	1. 0 2	1. 0 4
コンクリートブロック積工		1. 0 2	1. 0 4
排水構造物工		1. 0 2	1. 0 4
鋼製排水溝設置工		1. 0 2	1. 0 4
表面被覆工 （コンクリート保護工）	固定足場	1. 0 1	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 4
表面含浸工	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 4
連続繊維シート補強工	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 4
剥落防止工 （アラミドメッシュ）	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 4
漏水対策材設置工	固定足場	1. 0 2	1. 0 4
	高所作業車	1. 0 2	1. 0 4

防草シート設置工		1. 0 1	1. 0 3
紫外線硬化型 FRP シート設置工（ポリエステル樹脂）	固定足場	1. 0 1	1. 0 2
	高所作業車	1. 0 1	1. 0 1
塗膜除去工		1. 0 2	1. 0 4
バキュームブラスト工		1. 0 0	1. 0 1
道路反射鏡設置工	設置	1. 0 0	1. 0 1
	撤去	1. 0 2	1. 0 4
仮設防護柵設置工(架設ガードレール)		1. 0 2	1. 0 4
機械式継手工		1. 0 2	1. 0 3
反抗板付鋼製杭基礎工		1. 0 1	1. 0 1
ノンコーキング式コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1. 0 1	1. 0 1
FRP 製格子状パネル設置工		1. 0 0	1. 0 0
浸食防止植生マット工(養生マット工)		1. 0 2	1. 0 4
支承金属容射工		1. 0 2	1. 0 4
体制ポリエチレンリブ管（ハウエル管）設置工		1. 0 2	1. 0 3

2) 建築積算体系を用いた工事

建築積算体系を用いた工事については、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（令和6年3月22日付け（国営積第4号））を準用し積算するものとする。

2 当初（発注）時の積算

(1) 発注者指定型

月単位の4週8休以上を達成した場合の経費の補正を行い、工事費を積算する。

(2) 受注者希望型

経費の補正は行わず、工事費を積算する。

3 変更（精算）時の積算

変更(清算)時に工事費を積算することを基本とするが、閉所状況を確認でき次第、積算できるものとする。

(1) 発注者指定型

月単位の4週8休以上が確保されなかった場合は通期の週休2日の補正係数に変更するものとし、通期の4週8休に満たない場合は週休2日の補正係数を除して積算を行う。

(2) 受注者希望型

月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合、月単位の4週8休以上の現場閉所を達成した場合の経費の補正を行い、通期の4週8休以上を達成した場合は、通期の週休2日の経費の補正を行い、工事費を積算する。

週休 2 日確保工事における 工事成績評価の取扱いについて

1 方針

週休 2 日確保工事の対象とした工事について、発注形式によらず現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況に応じて工事成績評価における評価を行う。

発注者指定型の形式で発注された工事で 4 週 8 休以上の現場閉所が確保されなかった場合であっても工事成績評価の減点を行わない。

受注者希望型及び受注者希望型（交替制）の形式で発注された工事は、契約後の協議により週休 2 日に取り組むため、現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況にかかわらず工事成績評価の減点を行わない。

2 評価方法

（1）監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

① 現場の閉所状況が月単位の 4 週 8 休以上、又は完全週休 2 日の場合

（次の 2 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」
- ・「その他（完全週休 2 日を実施している。）」

② 現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が 4 週 8 休以上の場合（次の 1 項目を評価）

- ・「休日の確保を行っている。」

（2）監督員の 5. 創意工夫〔その他〕において、次のとおり評価を行う。

- ・「その他（週休 2 日の確保に向けた企業の取組が図られている。）」

※ 週休 2 日の確保自体を評価するのではなく、他の模範となるような、週休 2 日確保に向けた受注企業の取組（社員教育や情報共有方法等）を当該工事で実施した場合に評価する。

（3）総括監督員の 2. 施工状況「Ⅱ. 工程管理」において、次のとおり評価を行う。

現場の閉所状況及び現場に従事する技術者及び技能労働者の休日の確保状況が 4 週 8 休以上の場合

- ・「休日を確保しつつ、適切な人員管理と工程管理で工期内に工事を完成させた。」
- ・「その他（現場閉所による週休 2 日（4 週 8 休以上）を行った。）」

※ 週休 2 日の確保を行った場合は、この「工程管理」の評価は、原則” a ”評価（2 点）とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、” a ”評価としないことができる。

週休 2 日確保工事における工期の考え方について

1 週休 2 日を確保するイメージ

週休 2 日を確保するイメージ
(発注者指定型・受注者希望型)

			対象期間 140日 閉所対象日数 40日(140日×8/28)										
	準備 期間	対象期間										後片付け 期間	
例	通期	施工日 100日						現場閉所 40日				現場閉所率 28.6%	
	月単位	22	8	23	8	21	9	22	9	12	6	施工日 現場閉所 現場閉所率 100日 40日 28.6%	
	完全週休 2 日	21 日	9 日	21 日	10 日	20 日	10 日	22 日	9 日	11 日	7 日	施工日 現場閉所 現場閉所率 95日 45日 32.1%	
		4月		5月		6月		7月		8月			

※上図では対象期間内の現場閉所日数が 40 日以上となれば「通期」の 4 週 8 休以上。
かつ、月ごとに現場閉所率が $8/28=28.5\%$ 以上であれば、「月単位」の 4 週 8 休以上。

- (1) 発注者が設定する「準備期間」と「後片付け期間」の日数を特記仕様書に記載する。
 - (2) 「準備期間」とは、施工に先立って行う、労務、資機材の調達、調査、測量、設計照査、現場事務所の設置等の期間をいい、「工事の始期日」から「施工開始日」までをいう。
 - (3) 「施工開始日」とは、本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要とされる各種の仮工事）を着手する日をいう。
 - (4) 「対象期間」とは、「準備期間」及び「後片付け期間」を除く「施工開始日」から「施工終了日」までの期間をいう。なお、年末年始休暇、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責めによらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
 - (5) 「施工終了日」とは、現場での施工が終了した日をいう。ただし、「施工終了日」から「工事の終期日」までの日数が、特記仕様書に記載している「後片付け期間」の日数を下回った場合は、特記仕様書の日数から設定される「施工終了日」を優先するものとする。
 - (6) 後片付け期間とは、施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の期間をいう。
 - (7) 現場閉所予定日以外に、雨天等又は以下の理由により休工した場合は、現場閉所日としてカウントできる。
 - ・災害等の緊急時に発注者が作業を要請した場合
 - ・異常気象等による安全パトロール
 - ・現場見学会等、現場を公開する場合など
- ※上記以外の理由の場合は、受発注者間の協議による。

2 設計変更のタイミング

受注者が週休2日確保工事を実施した場合は、現場閉所状況に応じて最終契約変更時に経費の補正を行うが、週休2日の実施状況を確認でき次第、設計変更できるものとする。